

## 議案第 9 号

### 名張市教育委員会辞令式規則等の一部を改正する規則の制定について

名張市教育委員会辞令式規則等の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 2年 3月 2日提出

名張市教育委員会  
教育長 上 島 和 久

## 名張市教育委員会辞令式規則等の一部を改正する規則の制定について

### 1. 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員の制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員に関する規定の整備をするため、関係規則について所要の改正を行うものである。

### 2. 改正内容

次に掲げる規則について、会計年度任用職員に関する規定等を整備する。

- (1) 名張市教育委員会辞令式規則
- (2) 名張市社会教育指導員等設置に関する規則
- (3) 名張市青少年補導センター設置規則

### 3. 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

名張市教育委員会辞令式規則等の一部を改正する規則

(名張市教育委員会辞令式規則の一部改正)

第1条 名張市教育委員会辞令式規則(平成21年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表任命の項備考の欄中「第22条第1項による条件付採用」を「第22条による条件付採用」に改める。

(名張市社会教育指導員等設置に関する規則の一部改正)

第2条 名張市社会教育指導員等設置に関する規則(昭和47年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「定数」の次に「及び身分」を加え、同条中「任命する」を「任用する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指導員等は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

第5条第1項中「1年以内」を「1会計年度を超えない範囲内の期間」に改め、同項ただし書及び同条第3項を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

(名張市青少年補導センター設置規則の一部改正)

第3条 名張市青少年補導センター設置規則(平成3年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「委嘱若しくは任命」を「任用」に改め、同条第4項中「1年」を「1会計年度を超えない範囲内の期間」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第3項の規定により任用をする者は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

第10条第6項を削る。

第12条を削る。

第13条(見出しを含む。)中「及び補導委員証」を削り、同条第1項及び第2項中「補導員及び補導委員」を「補導員」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

名張市教育委員会辞令式規則等の一部を改正する規則（新旧対照表）

名張市教育委員会辞令式規則（第1条関係）

改正案			現行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
発令事項	文 例	備 考	発令事項	文 例	備 考
任命	(略)		任命	(略)	
	〇〇職員に任命する行政職（現業職）〇級〇号給を支給する 〇〇室長（〇〇〇勤務）を命ずる	新規採用時は「但し、地方公務員法第22条による条件付採用の規定を適用する」を付す。		〇〇職員に任命する行政職（現業職）〇級〇号給を支給する 〇〇室長（〇〇〇勤務）を命ずる	新規採用時は「但し、地方公務員法第22条第1項による条件付採用の規定を適用する」を付す。
	(略)			(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	

名張市社会教育指導員等設置に関する規則（第2条関係）

改正案	現行
(定数及び身分)	(定数)
第4条 指導員等の定数は3名とし、教育一般に関して豊かな識見を有し、かつ社会教育に関する指導技術をもつ者の中から教育委員会が任用する。	第4条 指導員等の定数は3名とし、教育一般に関して豊かな識見を有し、かつ社会教育に関する指導技術をもつ者の中から教育委員会が任命する。
2 指導員等は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。	
(任期)	(任期)
第5条 指導員等の任期は、1会計年度を超えない範囲内の期間とする。	第5条 指導員等の任期は、1年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の指導員等の任期は前任者の残任期間とする。
2 指導員等は、再任することができる。	2 指導員等は、再任することができる。
	3 第1項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、指導員等を免ずることができる。
	(服務)
	第6条 指導員等は、非常勤とする。

改正案	現行
<p>(委任)</p> <p>第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>

名張市青少年補導センター設置規則（第3条関係）

改正案	現行
<p>(職員)</p> <p>第10条 補導センターに所長、補導員及びその他の職員を置く。</p> <p>2 必要があるときは、次長を置くことができる。</p> <p>3 前2項の職員は、教育委員会文化生涯学習室職員又は教育委員会が任用した者をもって充てる。</p> <p>4 補導員の任期は、<u>1会計年度を超えない範囲内の期間</u>とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>5 <u>第3項の規定により任用をする者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 補導センターに所長、補導員及びその他の職員を置く。</p> <p>2 必要があるときは、次長を置くことができる。</p> <p>3 前2項の職員は、教育委員会文化生涯学習室職員又は教育委員会が委嘱若しくは任命した者をもって充てる。</p> <p>4 補導員の任期は<u>1年</u>とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>5 <u>補欠補導員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>6 <u>補導員の再任に当たっては、その任期が通算して3年を超えることができない。ただし、後任者を得ることができないときは、この限りでない。</u> <u>(補導委員)</u></p> <p>第12条 <u>業務遂行上必要と認めるときは、補導委員を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>補導委員は、関係機関、団体及び一般有識者の中から教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>補導委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>4 <u>補導委員は、補導員の業務を補助する。</u></p>
<p>(補導員証)</p> <p>第12条 教育委員会は、<u>補導員</u>に対し、その身分を証明するため補導員証を交付する。</p> <p>2 <u>補導員</u>は、業務の実施に当たり常に前項に定める補導員証を必ず携帯し、要求があればこれを提示しなければならない。</p>	<p>(補導員証及び補導委員証)</p> <p>第13条 教育委員会は、<u>補導員及び補導委員</u>に対し、その身分を証明するため補導員証<u>及び補導委員証</u>を交付する。</p> <p>2 <u>補導員及び補導委員</u>は、業務の実施に当たり常に前項に定める補導員証<u>及び補導委員証</u>を必ず携帯し、要求があればこれを提示しなければならない。</p>
<p>(備付簿冊)</p> <p>第13条 補導センターに次の簿冊を備える。</p> <p>(1) 運営協議会委員名簿</p> <p>(2) 会議録</p>	<p>(備付簿冊)</p> <p>第14条 補導センターに次の簿冊を備える。</p> <p>(1) 運営協議会委員名簿</p> <p>(2) 会議録</p>

改正案	現行
<p>(3) 補導日誌  (4) 相談記録簿  (5) その他補導センター運営に必要な帳簿  (その他)</p> <p>第14条 この規則に定めるもののほか、補導センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(3) 補導日誌  (4) 相談記録簿  (5) その他補導センター運営に必要な帳簿  (その他)</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほか、補導センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>